

## お問い合わせ先一覧



育児休業、妊娠中の不利益取扱い、母性健康管理等について	和歌山労働局 雇用環境・均等室	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	TEL: 073-488-1170	
出産手当金 出産育児一時金について	協会けんぽ (全国健康保険協会 和歌山支部)	〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階	TEL: 073-421-3100 (代表)	
産前・産後休業、育児休業中の社会保険料の免除について	年金事務所		電話	
	和歌山東年金事務所	〒640-8541 和歌山市太田3-3-9	073-474-1841	
	和歌山西年金事務所	〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660	
田辺年金事務所	〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432		
育児休業給付金について	事業所を管轄するハローワーク		電話	管轄区域
	和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目4-7	073-425-8609	和歌山市、紀の川市、岩出市
	海南	〒642-0001 海南市船尾186-85	073-483-8609	海南市、海草郡
	御坊	〒644-0011 御坊市湯川町財部943	0738-22-3527	御坊市、日高郡(みなべ町は除く)
	橋本	〒648-0072 橋本市東家5丁目2-2	0736-33-8609	橋本市、伊都郡
	湯浅	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430-81	0737-63-1144	有田市、有田郡
	田辺	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24-6	0739-22-2626	田辺市(本宮町は除く)、西牟婁郡(すさみ町は除く)日高郡のうちみなべ町
	新宮	〒647-0044 新宮市神倉4丁目2-4	0735-22-6285	新宮市、田辺市のうち本宮町、東牟婁郡(串本町・古座川町は除く)
串本出張所	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2000-9	0735-62-0121	東牟婁郡のうち串本町・古座川町、西牟婁郡のうちすさみ町	

### 給付金等の公的制度

#### ○妊婦健診の公的負担制度

妊婦健診の費用を一部助成する制度があります。(各市町村相談窓口)

○**出産育児一時金** 出産したときは、一時金が健康保険から支給されます。給付については、医療機関に直接支払われる制度もあります。(各医療機関及びご加入の協会けんぽ又は健康保険組合、国民健康保険組合)

○**出産手当金** 被保険者が出産のため仕事を休み、給料等をもらえないときは手当金が支給されます。(国民健康保険の加入者には支給はありません。)  
(ご加入の協会けんぽ・健康保険組合)

○**社会保険料の免除** 産前・産後、育児休業中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)は免除されます。会社で子が3歳まで育児休業を取得できる場合は、子が3歳に達するまでが免除の対象です。手続は本人の申出により事業主経由で行います。  
(年金事務所)

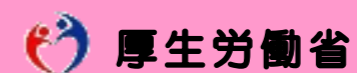
○**育児休業給付金** 育児休業期間中の給与の一部が、雇用保険から支給されます。原則、事業主が手続きしますが、被保険者がご自分で手続きすることもできます。(ハローワーク)

～働きながらお父さん、お母さんになる方へ～

# 妊娠・出産についての 基礎知識



妊娠したら、仕事を辞めないといけないと思っていませんか？  
妊娠しても、出産しても仕事を続けることができます。  
でも、会社の人から退職するように言われて困ったり、  
産後しばらくは働けないから、生活費が心配だったり、  
心配ごとは尽きないことと思います。  
そんな皆さんのために、妊娠・出産についての諸制度と、  
金銭的な援助について、まとめました。  
働きながら、安心して出産、育児ができるよう、ご活用ください。



和歌山労働局雇用環境・均等室

# 妊娠・出産、育児をサポートする法律や制度について

## 育児休業とは

原則として子が1歳に達するまでの間で本人が申し出た期間休業することができます。(保育園等に入所できない場合などは、最長2歳まで)

育児休業の申出は、育児休業の開始予定日と終了予定日を明確にして、開始予定日の1か月前まで(※出生時育児休業の申出は2週間前まで)に**書面で申出**をします。  
あなたが「**書面**」で申出をしたら、会社からは「**取扱通知書**」などの書面がもらえます。

## パートでも要件を満たせば育児休業を取得できます!

期間を定めて働く人も、育児休業の申出時点で、次の要件を満たした人は、育児休業を取得することができます。  
□ 子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は「2歳」)を経過する日までに労働契約の期間が満了し、かつ、更新されないことが明らかでないこと。

男女雇用機会均等法・労働基準法

育児・介護休業法

妊娠期	産前・産後期			育児期
妊娠	産前6週間	出産(予定)日	産後8週間	1歳
	<b>産前休業</b> [出産予定日から数えて42日前の日～出産(予定)日] 請求により、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から休業が取得できます。	<b>産後休業</b> [出産(予定)日の翌日から数えて56日] 産後8週間は休まなければなりません。 ※出産日は産前休業に含みます。	<b>育児時間</b> 1日30分×2回の育児時間が取得できます。	
<b>母性健康管理の措置</b> ◇妊産婦の請求により、勤務時間中であっても妊婦検診等で通院するために必要な時間を確保できます。 ◇主治医から指導を受けた場合、母性健康管理指導事項連絡カードあるいは診断書を書いてもらい、事業主に提出することで、指導事項(※1)を守るための措置が講じられます。 (※1)たとえば通勤緩和、勤務時間の短縮、重量物を扱わない部署への異動、休業です。				
<b>妊娠中の女性が請求した場合</b> ・軽易業務への転換 妊産婦等の危険有害業務の就業制限(重量物取扱い、有毒ガス等業務の禁止)				
<b>妊産婦が請求した場合</b> ・変形労働時間制、時間外・休日・深夜業の制限 ・坑内業務の制限				

**妊娠・出産、育児休業等を理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いや、上司や同僚からのハラスメントを行うことは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。**

### ●不利益な取扱いの例

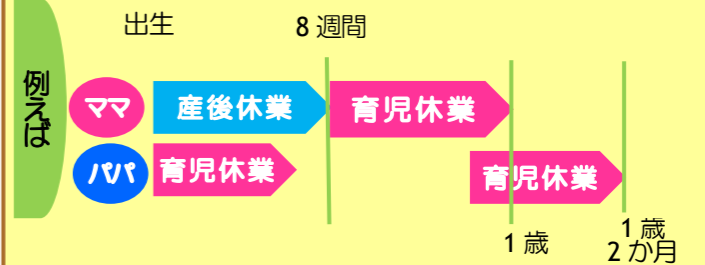
解雇/雇止め/契約更新回数の引き下げ/正社員を非正規社員にするような契約内容変更の強要/降格/減給/賞与等における不利益な算定/不利益な配置変更/不利益な自宅待機命令/昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う/もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

### ●ハラスメントの例

「産休前に辞めてほしい」など、妊娠・出産や制度・措置を利用すると、解雇や不利益な取扱いを受けるとほのめかす/育児休業等制度や措置を申請しないように言う/申請を取り下げよう言う/「時短で周囲が迷惑」「妊娠は特別扱い」など、妊娠・出産や制度・措置の利用で就業環境が悪化するなど

## パパ・ママ育児プラス

パパもママも育児休業を取得する場合、子が1歳2か月までの間でそれぞれ最長1年間取得可能。



出産(予定)日

8週間

### 育児休業

子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で本人が希望する期間、休業が取得できます(分割して2回取得可能)。

### 延長

保育園等に入所できない場合など、1歳6か月まで

### 再延長

保育園等に入所できない場合など、2歳まで

### 産後パパ育休(出生時育児休業)

子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます(分割して2回取得可能)。



いずれの制度もパパは、子の出生(予定)日から利用できます。

### 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子の負傷・疾病、予防接種・健康診断などのために1年に5日(2人以上10日)、1日又は時間単位で休暇が取得できます。

### 時間外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために、請求により1か月につき24時間、1年につき150時間に法定時間外労働が制限されます。

### 深夜業の制限

小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために、請求により深夜(夜10時から朝5時まで)の勤務が免除されます。

### 育児短時間勤務

3歳に満たない子の養育のために、請求により1日の所定労働時間が6時間になります。

### 所定外労働の免除

3歳に満たない子の養育のために、請求により残業が免除されます。

## 《産後パパ育休を利用した休み方の例》

